

平成 29 年第 3 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 29 年 3 月 22 日 (水)

西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長 保木 俊司	委員 平岡 長治
委員 上甲 和博	委員 山本 恵子
委員 樋口 美和	

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	檜川 桂一	生涯学習課長	中須賀敏幸
文化体育振興課長	土居 眞二	明浜教育課長	佐藤 俊治
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	塩崎ひとみ
三瓶教育課長	三好 栄二	教育総務課長補佐	上口 等
経済振興課長補佐	竹内 克之	教育総務課主任	片山 裕介
学校教育課主事	竹本 明人		

VI 会議の概要

1 開会

教育長 午後 1 時 30 分開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 平成 29 年第 2 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育部長 訂正する旨答える。

教育長 平成 29 年第 2 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。
 教育長 第2回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。
 平成29年第1回教育委員会臨時会会議録について意見を求める。
 平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。
 教育部長 訂正する旨答える。
 教育長 平成29年第1回教育委員会臨時会会議録の承認について諮る。
 全委員 異議ない旨答える。
 教育長 第1回教育委員会臨時会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 平成29年3月行事について報告する。
 その他、3月及び4月行事予定について報告を求める。
 教育総務課長 3月及び4月行事予定について報告する。
 教育長 3月及び4月行事予定について意見を求める。
 全委員 特になし。
 教育長 平成29年第4回教育委員会定例会の開催日程について意見を求める。
 教育総務課長 平成29年第4回教育委員会定例会を4月26日(水)に開催する旨提案する。
 教育長 平成29年第4回教育委員会定例会を4月26日(水)に開催する旨宣する。

4 案件

○議案第10号 西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。
 学校教育課長 西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について説明する。
 教育長 子育ての窓口を一本化するため、幼稚園を市長部局に移管する。これに伴い教育委員会には幼稚園に関する権限は残らないということになる。ただし、幼稚園に関する規則の制定等、教育委員会で協議をいただくものは、これまでと同様に協議することになる。
 事務の補助執行によって小学校との連携がなくなったりすることがないように市長部局と連携をとって移管を行う旨述べ。
 原案について意見を求める。
 平岡委員 県教育委員会から幼稚園に関する文書等が届く場合は、教育委員会を経由せず、市長部局に直接届くのか問う。
 学校教育課長 現在は、学校教育課に文書等が届くようになっており、文書等を

転送するか、市長部局の担当課宛てへ直接届けてもらうかを県教育委員会に相談して対応する旨答える。

教育長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 11 号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明する。

教育長 原案について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 12 号 西予市教育委員会表彰規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

生涯学習課長 西予市教育委員会表彰規則制定について説明する。

教育長 原案について意見を求める。

平岡委員 教育奨励賞という名称について教育は教える側から見た言葉である。教育をした結果として子どもたちが学習するというところで大きく捉えれば教育と言えないこともないが、教育奨励を直接的に捉えれば、教育を奨励するとなり、教え育てることを奨励するという意味合いにはならないか問う。

学校教育課長 教え育てることを奨励するという捉え方もあるかもしれないが、教育分野の奨励として捉えている旨答える。

教育長 功労は、子どもたちには馴染まないということで、教育の振興に特に功労のあった個人又は団体を表彰する教育功労賞と児童生徒を対象とした教育奨励賞の 2 つに分けた方が分かりやすいということで区分した。

教育奨励賞として児童生徒を表彰している他の自治体の例はあるものの、平岡委員ご指摘の検討は行っていない旨述べる。

平岡委員 他の模範や運動、文化等多岐にわたっているため、学習奨励賞という名称では範囲が狭くなる。教育奨励で広く捉えてもいいのかもしれないが、違和感がある旨述べる。

教育長 教育を外して奨励賞だけとしてはどうかと述べる。

上甲委員 高校の卒業式で多くの表彰があるが、奨励賞はないか問う。

平岡委員 奨励賞はない。高校では生徒が功労賞をもらうことが多い旨述べる。

教育部長 教育功労賞と教育奨励賞のどちらも教育を外してはどうか。

教育長 功労賞は大人が対象となっており、活動分野は様々である。社会貢献している中で特に教育分野において功労があったことを表彰するという意味で、教育を付けて教育功労とした方が分かりやすい。

子どもに対する賞としては、教育を入れずに奨励賞としても、教育委員会が子どもに対して表彰するというところで、奨励賞だけでも違和感はない旨述べる。

教育部長 大人を対象とした功労賞は教育が付いていなければ、どの分野の功労なのか分からない。

奨励賞は児童生徒が対象であるため、あえて教育が付いていなくても奨励をしていることは十分に伝わるのではないかと述べる。

上甲委員 規則上で2つの賞を比較して考えず、功労賞は教育功労賞として、奨励賞は教育を外す方がいいのではないか。

西予市教育委員会表彰規則で教育奨励賞の推薦書を教育長へ提出することになっているが、奨励賞の推薦についてということで各学校へ通知すると学校現場は分からないため、各学校へ通知する際には、「教育委員会の奨励賞の推薦について」等、学校現場が分かるように通知して欲しい旨述べる。

学校教育課長 西予市教育委員会表彰規則を添付して直接的に趣旨が分かるように伝える旨答える。

教育長 奨励賞にするか原案のまま教育奨励賞にするか諮る。

全委員 教育を外した奨励賞に賛成する。

平岡委員 同規則第7条で「第3条に規定する者が表彰前に死亡したときは、教育委員会が追彰する。」となっているが、本規則を制定しようとする前の西予市教育に関する表彰規則では「表彰の決定を受けたものが」となっている。新しい規則の解釈として、表彰の決定を受けて直近に亡くなった人を追彰するもので、何年も前に亡くなった人の功績を追彰はしないということか問う。

生涯学習課長 何年も前に亡くなった人を追彰するものではない旨答える。

教育長 教育奨励賞を奨励賞に修正した案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、教育奨励賞を奨励賞に修正した案で可決決定する旨宣する。

○議案第 13 号 西予市私立幼稚園運営費補助金交付要綱を廃止する告示制定について

- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 西予市私立幼稚園運営費補助金交付要綱を廃止する告示制定について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 原案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 14 号 西予市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示制定について

- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 西予市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示制定について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 原案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 15 号 西予市検定受検料補助金交付要綱の告示制定について

- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 西予市検定受検料補助金交付要綱の告示制定について説明する。
- 教育長 学力向上に関連して平成 29 年度から新規事業として行うものである。各学校から事業についての提案があった中に検定受検の補助の要望があった。
- 特定の学校だけに適用するというのは公平性に欠けるという議論があって市内の児童生徒を対象として実施した方がいいとのことで原案のとおりの実施方法となった旨述べる。
- 原案について意見を求める。
- 山本委員 希望する児童生徒が全員対象となるのか問う。
- 学校教育課長 検定は学校や塾等、様々な場所で受検できる。それをすべて対象とすると把握が困難なため、学校を会場として行う検定に対して補助することになっている。そのため、学校で受検を希望する児童生徒が対象となる旨答える。
- 山本委員 受検しようと思っけていても受検料が必要でためらう子どもたちが

いるため、各学校で子どもたちに周知徹底してもらい、チャレンジしようと思意を持った子どもたちに補助をすることは、ありがたい旨述べる。

上甲委員 学校で受検しようとして、部活動で受検できずに塾へ行って受検しなければいけないことがあるが、学校での受検でなければ対象にならないのか問う。

学校教育課長 学校を会場として行う検定に対して補助することになっている旨答える。

山本委員 試合等で受検できない場合は、別会場で受検していたことは今までもあった旨述べる。

学校教育課長 実際に実施して、指摘された問題が出てくる可能性はある。その都度協議して、補助が受けやすくなるよう適宜改正していく旨答える。

上甲委員 英検の場合は、3級から面接があつて宇和島へ行ったりして受検している場合があるため、確認して欲しい旨述べる。

学校教育課長 確認する旨答える。

平岡委員 金融機関口座振替依頼書の修正箇所を指摘する。

学校教育課長 修正する旨答える。

教育長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 16 号 西予市教職員表彰規程及び西予市児童生徒表彰規程を廃止する訓令制定について

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 西予市教職員表彰規程及び西予市児童生徒表彰規程を廃止する訓令制定について説明する。

教育長 原案について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 17 号 西予市要保護及び準要保護児童生徒認定基準の一部を改正する訓令制定について

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 西予市要保護及び準要保護児童生徒認定基準の一部を改正する訓令制定について説明する。

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 教育長 | 原案について意見を求める。 |
| 全委員 | 特になし。 |
| 教育長 | 原案について諮る。 |
| 全委員 | 異議ない旨答える。 |
| 教育長 | 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。 |
| ○議案第 18 号 | 西予市三瓶文化会館運営委員会委員の委嘱について |
| 教育長 | 事務局の説明を求める。 |
| 三瓶教育課長 | 西予市三瓶文化会館運営委員会委員の委嘱について説明する。 |
| 教育長 | 原案について意見を求める。 |
| 全委員 | 特になし。 |
| 教育長 | 原案について諮る。 |
| 全委員 | 異議ない旨答える。 |
| 教育長 | 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。 |
| ○議案第 19 号 | 西予市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について |
| 教育長 | 事務局の説明を求める。 |
| 経済振興課長 | 西予市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について説明する。 |
| 教育長 | 原案について意見を求める。 |
| 全委員 | 特になし。 |
| 教育長 | 原案について諮る。 |
| 全委員 | 異議ない旨答える。 |
| 教育長 | 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。 |
| ○議案第 20 号 | 西予市青少年補導員の委嘱について |
| 教育長 | 事務局の説明を求める。 |
| 生涯学習課長 | 西予市青少年補導員の委嘱について説明する。 |
| 教育長 | 原案について意見を求める。 |
| 全委員 | 特になし。 |
| 教育長 | 原案について諮る。 |
| 全委員 | 異議ない旨答える。 |
| 教育長 | 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。 |
| ○議案第 21 号 | 西予市公民館長の任命について |
| 教育長 | 事務局の説明を求める。 |
| 生涯学習課長 | 西予市公民館長の任命について説明する。 |
| 教育長 | 原案について意見を求める。 |
| 全委員 | 特になし。 |
| 教育長 | 原案について諮る。 |

- 全委員 異議ない旨答える。
教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第 22 号 西予市民図書館長の任命について
教育長 事務局の説明を求める。
生涯学習課長 西予市民図書館長の任命について説明する。
教育長 原案について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 原案について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 5 協議・報告事項
教育長 平成 28 年度一般会計補正予算（第 8 号）の概要について報告を求
める。
教育総務課長 2 月 28 日の第 1 回西予市議会定例会で委員会付託された平成 28
年度一般会計補正予算（第 8 号）は、ほとんどが事業完了による減
額補正であった。
野村小学校施設整備事業は、野村小学校プール改築工事業費
が確定したため、減額した。
社会教育複合施設整備事業は、旧宇和病院跡地に計画している図
書館等の複合施設の建設に係る基本設計委託料が確定したため、入
札減少金等の不用額を減額した。施設の供用開始は平成 31 年 4 月を
予定している。
宇和学校給食センター建設事業についても事業費が確定したため、
減額を行った。
今回の補正予算総額は 176,793 千円の減額で、補正予算後の予算
額は 4,196,382 千円となっている。
今回の補正予算では、継続費の補正も行っており、社会教育複合
施設整備事業について継続費の補正がされた旨報告する。
- 6 その他
教育長 その他の件について意見及び報告を求める。
全委員 特になし。
事務局 特になし。
- 7 閉会
教育長 午後 3 時 10 分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 29 年第 3 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 29 年 4 月 26 日

教育長

保木 俊司

教育委員

平岡 長治

教育委員

上甲 和博

教育委員

山本 恵子

教育委員

樋口 美和

